

確認は済んでいますか？

令和6年10月1日から



指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、

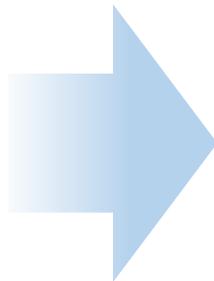
保育の無償化の対象外になりました

令和6年9月まで

全ての

認可外保育施設が対象

(届出を行った施設)



令和6年10月から

指導監督基準  
を満たした  
施設のみが対象

無償化対象外の施設を利用している場合、利用料は全額自己負担となります。

注1 3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、  
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円まで  
の利用料が無償化されます。

注2 無償化の対象となるためには、区市町村から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。

注3 無償化の対象施設は、区市町村から無償化の「確認」を受ける必要があります。

「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設は

東京都の認可外保育施設（施設一覧）ホームページで確認できます。



認可外保育施設の保育の無償化に関する相談窓口はこちら

中央区福祉保健部保育課保育給付係

電話：03-3546-5422

午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始除く）

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号（区役所本庁舎6階）